

西宮市短期集中型通所サービス委託仕様書

1. 委託業務名

西宮市短期集中型通所サービスに係る業務

2. 業務の目的

「西宮市短期集中型通所サービスモデル実施要綱」に基づき、生活機能が低下した高齢者に対して、通所型のサービスと自宅等への訪問によるサービスを組み合わせ、短期集中的にその生活機能を改善し、利用者の望む暮らしを実現するための支援を行うことによって、利用者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるための事業をモデル実施し、効果検証を行うことを目的とする。

3. 履行期間

令和7年（2025年）7月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

4. 委託内容

西宮市短期集中型通所サービスにおける通所型のサービス、自宅等への訪問によるサービスの運営・実施

(1) サービス対象者

要支援1・要支援2、事業対象者のうち、次のすべてに該当する者として、本サービスの申込書を受理した者

- ・介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援により短期集中型通所サービスの利用が必要と認められる者
- ・短期集中型通所サービスを利用することにより、生活機能の改善の効果が期待できる者（末期がんの患者、元の生活に戻ることが困難な進行性等の疾患の者、認知症や精神疾患等により本プログラムの目的を理解し自身で取組を継続することが困難な者を除く）
- ・短期集中型通所サービスを利用する期間において、予防専門型通所サービス、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、及び医師の指示に基づくリハビリテーションを利用していない者
- ・原則として、短期集中型通所サービスの利用実績がない者

(2) サービス提供圏域

日常生活圏域	左記日常生活圏域に含まれる町名（50音順）
今津南	朝風町、池田町、石在町、今津大東町、今津久寿川町、今津社前町、今津巽町、今津出家町、今津西浜町、今津二葉町、今津真砂町、今津水波町、今津港町、甲子園網引町、甲子園洲鳥町、甲子園高潮町、染殿町、津門川町、津門住江町、浜松原町、東浜町、東町、松原町、用海町、与古道町
浜甲子園	池開町、枝川町、甲子園七～九番町、甲子園町、甲子園浜、鳴尾町、浜甲子園、古川町、南甲子園、武庫川町

上甲子園	今津曙町、今津上野町、今津野田町、今津山中町、上甲子園、甲子園口、甲子園浦風町、甲子園砂田町、甲子園浜田町、甲子園春風町、甲子園三保町、甲子園六石町、津門綾羽町、津門飯田町、津門稲荷町、津門大箇町、津門大塚町、津門呉羽町、津門西口町、津門仁辺町、津門宝津町、戸崎町
------	--

※送迎範囲及び訪問によるサービスの提供範囲は上記3圏域すべてを対象とすること

(3) サービス概要

① 回数

利用者1人につき概ね3か月間として、通所型のサービスは週1回（原則1か月に4回、3か月で計12回）、自宅等への訪問によるサービスは最大2回までとする（終了月の1回は必須）。

② 時間

通所型のサービスは1回120分程度（送迎時間は除く）。ただし、業務に支障がない範囲で、90～150分の実施も可とする。

自宅等への訪問によるサービスは1回60分程度とする。

③ 1週あたりの基本利用者数

通所型のサービスは毎週12人程度の利用者を受け入れること。新規利用者の受け入れは毎月月初とする。1週あたりの実施回数及び各回の基本利用者数については、あらかじめ市と協議の上、決定する。曜日・時間や実施回数は、利用者が選択しやすいよう工夫すること。

④ 場所・設備

通所型のサービスは事業を実施できる場所及び設備を事業者が準備し、場所については事前に市に届け出たうえで承認を得る。

広さは運動できる広さを確保する（利用者1人あたり3㎡を目安）。

⑤ 利用料

無料とする。

5. 業務内容

(★) の内容については、リハビリテーション専門職（理学療法士又は作業療法士に限る）が実施すること。

(1) 受給資格の確認

(2) 短期集中型通所サービス計画の作成等 (★)

サービスの提供にあたっては、事前に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期集中型通所サービス計画を作成し、利用者の同意を得て交付し、ケアマネジメント実施者に共有する。

(3) 通所型のサービス

① 健康状態の把握

毎回のバイタルチェック、体調確認等

② セルフマネジメント力向上のための個別面談（個別プログラム）(★)

介護予防手帳を用いて1週間の振り返り、自宅で取り組むメニューの作成、生活機能を改善する運動指導、具体的な目標設定、動機づけ等

※2か月目を目途に、地域で行われている西宮いきいき体操等の社会資源の情報提供を行い、参加等の促進及び状況の確認を行うこと。

※個別面談待機中は、個別の運動や社会資源の情報収集等の時間として有効活用すること。

③ 「西宮いきいき体操」の実施（集団プログラム）

※体操強度の調整はリハビリテーション専門職が実施する。（★）

④ 週替わりプログラムの実施

講話（自立支援、栄養改善、口腔機能向上等）

※栄養改善に関しては、講話と別に基本チェックリストの低栄養状態に該当する者に対して個別指導を行うこと。通所型のサービス期間中（3か月計12回中）に2回以上実施すること。

※口腔機能向上に関しては、「西宮いきいき体操（口腔版）」を実施すること。通所型のサービス期間中（3か月計12回中）に2回以上実施すること。

⑤ 毎月1回体力測定（5m歩行、TUG、30秒間立ち座りは必須）の実施

※初月は通所型のサービスの1回目、最終月は11回目に実施すること。

⑥ 効果測定のための基本チェックリスト、市が作成する評価シート等の実施

⑦ 送迎の実施

⑧ カンファレンスや報告書等による従事者とケアマネジメント実施者との情報共有や地域包括支援センターや生活支援コーディネーターとの連携

※利用者の目標設定やプログラムについて適宜カンファレンスを実施し、軌道修正を行うこと。

⑨ 実施内容の記録

(4) 自宅等への訪問によるサービス（★）

① 身体機能・生活機能の評価

② 自立支援に向けて生活場面における指導・環境面の調整等

③ 終了後のセルフケア継続のための助言

④ 実施内容の記録

(5) 市との協議（2か月に1回程度）

① 実績報告、効果検証（会議用資料の作成、成功事例の動画撮影と提供を含む）

② 意見交換

③ マニュアル作成への助言

6. 従事者の配置

職種	業務内容	必要人数
管理者	事業の運営管理	1人以上 ※所属施設内の同時間帯に実施される他事業等との兼務可。
リハビリテーション専門職	個人の状況に応じた指導、自宅等への訪問によるサービスによる指導	1人以上（専従） ※ただし、利用者が9人以上の場合は、リハビリ専門職を2人以上配置すること。

(理学療法士・作業療法士)	※詳細は、「5. 実施内容」に記載	※リハビリ専門職の人数配置は以下の【別表】を参照。 ※当該事業の管理者に限り兼務可（同時間帯に実施される他事業の管理者との兼務は不可）。
介助する者 (資格は問わないが福祉業務等の経験がある者)	通所型のサービスにおけるプログラムの介助等	1人以上（専従） ※当該事業の管理者に限り兼務可（同時間帯に実施される他事業の管理者との兼務は不可）。
管理栄養士	通所型のサービスにおける栄養改善に関する講話・個別指導	栄養改善のプログラム実施時に配置

※個別指導実施中に個別指導対象者以外の者が、安全にプログラムの実施ができるよう従業者の配置に配慮すること。

※従事者については、実務経験が1年以上ある者が望ましい。

※従事者には適宜、研修等を実施し、資質の向上に努めること。

※従事者の配置に示す職種の確保が困難な場合には、市との協議を行ったうえで、当該業を担える他職種による代替を例外的かつ一時的に認めるものとする。但し、その場合、事業者は早急に上記の配置を満たすよう職員確保に努めるものとする。

リハビリ専門職の人数配置【別表】

① 利用者が8人以下の場合

例：週2回に分けて実施し、利用者が6人ずつの場合・・・各回リハビリ専門職1人を配置

	月	火	水	木	金	土	日
午前	利用者6人						
午後				利用者6人			

※介助する者1人の配置が必要

② 利用者が9人以上の場合

例：週1回だけ実施し、利用者が12人の場合・・・リハビリ専門職2人を配置

	月	火	水	木	金	土	日
午前							
午後			利用者12人				

※介助する者：1人の配置が必要

7. 事業完了報告

(1) 月次報告

毎月10日までに以下の内容を市が指定するシステムに登録することにより報告すること。

- ① 通所型のサービスの出欠状況
- ② 自宅等への訪問によるサービス内容報告（訪問実施月）
- ③ 評価項目（体力測定、効果評価に関する調査）の報告（終了月）

(2) 年次報告

業務完了後に以下の書類を提出すること。

① 年次報告書（事業の効果分析結果等）

8. その他

- (1) 介護保険法の理念に基づき、自立支援を促進するサービスを提供すること。
- (2) サービス終了後には自主的な活動（セルフケア）に移行することを目指した支援を行うこと。
- (3) 必要時には主治医や他の専門職に確認するよう助言すること。
- (4) 通所リハビリテーション等の既存の実施サービス提供時間帯に本受託業務を実施する場合、既存のサービスとは別の場所かつ別の人員により実施すること。
- (5) 期間中、委託の仕様について多少の変更が生じる可能性がある場合は、市・事業者間で協議の上、決定するものとする。
- (6) 委託業務完了後には、本事業に関する市が指定する書類については市へ納品すること。
- (7) 営業行為、宗教や政治活動への勧誘等を行わないこと。
- (8) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。
- (9) 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。
- (10) 事故が発生した場合に、次のアからウまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。
 - ア 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は第一号介護予防支援事業による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。
 - イ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
 - ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。
- (11) 事故、苦情が発生した場合は速やかに市へ報告すること。
- (12) 本業務の実施にあたっては、感染症対策を十分に図ること。
- (13) 本業務中に発生した損害については、事業者が費用を負担するものとする。本事業は、介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業として実施する。